

松山市ごみ集積場所要綱

平成10年2月25日 要綱第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 戸別住宅のごみ集積場所（第3条―第7条）
- 第3章 集合住宅等のごみ集積場所（第8条―第11条）
- 第4章 地図の閲覧（第12条）
- 第5章 雑則（第13条・第14条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が家庭系一般廃棄物を収集するに当たり、一般廃棄物処理実施計画の規定に基づき、ごみ集積場所に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）資源ごみ等 一般廃棄物処理実施計画で定める家庭系一般廃棄物のうち、金物・ガラス類、プラスチック製容器包装、ペットボトル、紙類、埋立ごみ及び水銀ごみをいう。
- （2）町内会等 町内会、自治会その他これらに類する組織をいう。
- （3）管理者等 ごみ集積場所の管理者又はごみ集積場所の用に供する土地の所有者をいう。
- （4）集合住宅等 15戸以上の集合住宅又は開発団地をいう。
- （5）集合住宅等の事業者 集合住宅等を建築し、又は集合住宅等の建築の用に供することを目的として開発行為を行う者をいう。

第2章 戸別住宅のごみ集積場所

（設置基準）

第3条 ごみ集積場所の設置基準は、次のとおりとする。

- （1）可燃ごみのごみ集積場所 15世帯につき1箇所
- （2）資源ごみ等のごみ集積場所 30世帯につき1箇所

2 ごみ集積場所を利用する世帯の数が前項の基準に満たない場合は、町内会等の了解を得て、既存のごみ集積場所を利用するものとする。

(設置場所)

第4条 ごみ集積場所の設置場所は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) ごみの排出及び収集作業の安全性が確保されていること。
- (2) 収集車が後進を行わず通り抜けのできる公道に面していること。
- (3) 道路交通法に従い、収集車が収集可能な場所であること。
- (4) 収集に支障のある構造物がなく、かつ、ごみを収集車に直接積み込むことができること。
- (5) 管理者等その他関係者の了解を得ていること。

(申請者)

第5条 ごみ集積場所の新設及び変更に伴う収集の申請並びに廃止に伴う収集の廃止の届出は、町内会等の同意を得た後、町内会等の代表者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(収集の申請等)

第6条 申請者は、ごみ集積場所を新設し、又は変更しようとするに伴う収集の申請をするときは、当該新設し、又は変更しようとする日の2週間前までに、ごみ収集申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 申請場所を示す図面
- (2) ごみ集積場所の配置図、平面図及び構造図
- (3) その他市長が必要と認める図書

- 2 市長は、前項の申請があったときは、内容審査及び現地調査を行い、その適否について申請書の受理日から2週間以内に申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、ごみ集積場所の廃止に伴う収集の廃止をしようとするときは、ごみ収集廃止届（第2号様式）により速やかに市長に届け出るものとする。
- 4 道路工事等によりごみ集積場所を一時的に移動し、又は休止しようとする当該道路工事等の施工業者は、事前に市長及び町内会等と協議するとともに、ごみ集積場所の利用者に周知徹底を図らなければならない。

(維持管理)

第7条 管理者等は自らの責任においてごみ集積場所を維持管理しなければならない。

- 2 ごみ集積場所を利用する者は、一般廃棄物処理実施計画に定めるとおりに家庭系一般廃棄物を分別して排出しなければならない。
- 3 管理者等及びごみ集積場所を利用する者は、ごみ集積場所に置かれた違反ごみ及び前項の規定が守られてないごみを放置することなく、常にごみ集積場所を清潔に保ち、周辺にごみが散乱しないように努めなければならない。
- 4 管理者等は、収集作業が円滑に行われるようにするため、ごみ集積場所及びその進入路に車両その他の障害物が放置されないように管理するものとする。

- 5 管理者等は、周辺環境の変化等によりごみ集積場所が第4条各号の要件に適合しなくなった場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

第3章 集合住宅等のごみ集積場所

(協議)

第8条 集合住宅等の事業者は、建築確認申請又は開発許可申請前に、当該集合住宅等におけるごみ集積場所の設置について、市長及び町内会等と協議しなければならない。

(規模及び構造)

第9条 集合住宅等のごみ集積場所について、当該集合住宅等の敷地内に構造物を設置し、収集を申請する場合は、その規模及び構造は、次のとおりとする。

- (1) 面積は、15戸の集合住宅等については2.5平方メートル以上、15戸を超える集合住宅等については2.5平方メートルにその超える1戸あたり0.1平方メートルを加えた面積以上であること。
- (2) 取出口は2メートル以上、奥行きは1.5メートル以内であること。
- (3) 前面道路側には壁を設けず取出口とし、他の三方を高さ1.5メートル以内のブロック等の壁で囲まれていること。
- (4) 取出口に扉を設置する場合は、開口間口が2メートル以上で高さが1.8メートル以上の外側吊り引戸又はシャッターであること。
- (5) 屋根を設置する場合は、壁の高さが2メートル以上であること。
- (6) 前面道路との段差がなく、床がコンクリート等で舗装されていること。
- (7) 周囲の美観に配慮されていること。
- (8) 事務所、店舗等の事業所と併用の集合住宅等にあつては、事業所用のごみ集積場所と区別されていること。
- (9) ボックスを設置する場合は、利用する世帯数に応じた十分な大きさを確保すること。

(集合住宅等における管理者等の責務)

第10条 集合住宅等における管理者等は、ごみ集積場所の維持管理について、必要に応じ入居者に協力を求め、又は指導を行うものとする。

(準用)

第11条 前章の規定は、集合住宅等のごみ集積場所について準用する。この場合において、第5条中「町内会等の同意を得た後、町内会等の代表者」とあるのは「町内会等の代表者の同意を得た後、集合住宅等の事業者」と、第7条第5項中「第4条各号」とあるのは「第4条各号又は第9条各号」と読み替えるものとする。

第4章 地図の閲覧

(地図の閲覧)

- 第12条 一般廃棄物処理実施計画の規定によりごみ集積場所の位置を明示した地図の閲覧を希望する者は、ごみ集積場所地図閲覧申請書（第3号様式）を提出しなければならない。
- 2 前項の閲覧の場所は、松山市役所環境部清掃課とする。

第5章 雑則

(設置等の特例)

- 第13条 市長は、第2章及び第3章の規定にかかわらず、生活環境の保全、公衆衛生の向上その他の理由により必要と認めるときは、ごみ集積場所の設置、変更及び廃止を認めることができる。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に市長の承認を得て設置されているごみステーションは、この要綱の規定により設置されたごみステーションとみなす。

(編入に伴う経過措置)

- 3 北条市及び中島町の編入の際、現に編入前の北条市又は中島町の長の承認を得て設置されているごみステーションは、この要綱の規定により設置されたごみステーションとみなす。
- 4 中島町の編入の日以後に、編入前の中島町の区域において新たに設置されるごみステーションについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（平成16年12月28日要綱第75号）

- この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

付 則（平成20年12月1日要綱第91号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の松山市ごみステーション設置指導要綱により設置されているごみステーション（同要綱付則第2項及び第3項の規定により同要綱の規定に基づくごみステーションとみなされるものを含む。）は、この要綱による改正後の松山市ごみ集積場所要綱により設置されたごみ集積場所とみなす。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の松山市ごみ集積場所要綱により設置されているごみ集積場所（同要綱付則第2項及び第3項の規定により同要綱の規定に基づくごみ集積場所とみなされるものを含む。）は、この要綱による改正後の松山市ごみ集積場所要綱により設置されたごみ集積場所とみなす。

付 則（令和6年3月4日要綱第5号）

第1号様式中「ごみ集積場所設置」を「ごみ収集」に改め、「印」を削る。

第2号様式中「ごみ集積場所廃止届」を「ごみ収集廃止届」に改め、「印」を削る。

第3号様式を削る。

第4号様式中「第13条」を「第12条」に改め、同様式を第3号様式とする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

ごみ収集

年 月 日

（新規・変更）申請書

支所等 受付	清掃課 受付

（提出先）松山市長

申請者（町内会等の代表者又は集合住宅等の事業者）

住所： _____
 氏名： _____（電話 _____）

町内会等の代表者（集合住宅等の場合）

住所： _____
 氏名： _____（電話 _____）

連絡先

住所： _____
 氏名： _____（電話 _____）

下記のとおり申請し、収集を依頼します。

ごみ集積場所の区分	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 資源ごみ等
利用世帯数	世帯	希望収集日 年 月 日から
新設後場所	松山市	地図P - .
変更前場所	松山市	地図P - .
申請理由		
構造物の有無	有 . 無	

※以下は記入しないでください。

調査内容等					担当者
地区					
調査結果	決定・却下・保留（留意事項 _____）				
収集担当	可燃ごみ	金物・ガラス類		プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	紙類		埋立ごみ	
	水銀ごみ				

ごみ収集廃止届

年 月 日

支所等	受付	清掃課	受付

（提出先）松山市長

申請者（町内会等の代表者又は集合住宅等の事業者）

住所： _____

氏名： _____（電話 _____）

町内会等の代表者（集合住宅等の場合）

住所： _____

氏名： _____（電話 _____）

連絡先

住所： _____

氏名： _____（電話 _____）

下記のとおりごみ集積場所を廃止しましたので届け出します。

ごみ集積場所の区分	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	<input type="checkbox"/> 資源ごみ等
廃止日	年 月 日	
廃止場所	松山市 地図P - .	
廃止理由		

※以下は記入しないでください。

調査内容等							担当者
地区							
収集担当	可燃ごみ		金物・ガラス類		プラスチック製容器包装		
	ペットボトル		紙類		埋立ごみ		
	水銀ごみ						

年 月 日

ごみ集積場所地図閲覧申請書

（提出先）松山市長

申請者 住 所

（会社・町内会等）

氏 名

電話番号 （ ）

下記の住所周辺のごみ集積場所の閲覧を申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ等
住 所 等	<u>松山市</u> 付近
	<u>松山市</u> 付近
	<u>松山市</u> 付近
閲覧所の表示	松山市役所環境部清掃課

（注）地図のコピーは不可

受 付